

事務連絡
令和4年6月27日

道路占用企業者 殿

東京都第六建設事務所
管理課長
補修課長

都道での占用工事等に係る舗装構造等の確認行為について（通知）

平素より、東京都の道路行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

近年の占用工事等における設計書作成業務の委託化に伴い、各占用企業者から委託された設計コンサルタント等が、当事務所対応窓口へ舗装構造等の確認に来所された際に、対応窓口にてトラブルとなる事象が見受けられます。

については、下記のとおり、六建管内の都道において占用工事等を計画される際の、舗装構造等の確認方法について通知しますので、今一度ご確認の上、スムーズな窓口対応および占用工事申請に係る協議や打合せが効率よく進められるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 占用工事申請前の計画段階で、舗装構造を確認したい場合

他の建設事務所等では、建設事務所のホームページ等に舗装構造図等を掲載しているケースがありますが、六建管内の都道は、地盤の良い地域・悪い地域、交通量の多少、住宅地域・工場地域・商業地域・公園観光地域等、極めて多岐にわたることから、同一路線内でも多種多様な舗装構造があるのが特徴です。このため六建では、施工箇所を厳密に特定していただかないと、正確な情報を提供することが難しく、誤解を招きかねないことから、舗装構造図等を公表しておりません。また、電話での回答もしておりません。

工事を計画している箇所の舗装構造を確認したい場合は、計画している箇所の住所、路線、現場の舗装状況が確認できる写真等の情報を持参の上、工事を計画している占用企業者が、管理課または補修課の窓口にお越しください。その際には、その箇所の「一般的な舗装構造」をお伝えいたします。

工事を計画している箇所近傍で、過去に占用工事等を施工していた場合、その際に使用した舗装構造を準用して計画・設計いただくことも可能かと思えます。局内・所内・社内で情報共有を図ってい

ただき、お互いの事務の効率化にご協力願います。

2. 占用工事での舗装の仮復旧・本復旧に係る舗装構造を確認したい場合

舗装の仮復旧・本復旧に係る舗装構造については、他工事の状況、工期等を確認し、周辺の交通状況、既設の舗装状況等を勘案して決定します。このため占用工事申請前に管理課占用担当に確認してください。確認の際には、工事位置、工事範囲、道路内の占用物の状況が解る平面図・断面図、工事の概要、工程表等の資料をお持ちください。内容によっては、補修課職員も同席して話を伺い、仮復旧・本復旧の舗装構造等を決定いたします。

特に事前協議した時から1年以上経過してからの占用工事申請の場合、実際の施工時期や現場状況によっては、事前協議での回答から変更となる場合がありますので、必ず申請前に管理課占用担当に確認願います。

※その他、本件に係る事項についてのお問い合わせは、下記担当までお願いいたします。

担当： 東京都第六建設事務所
管理課 占用担当
電話 03-3882-1232

補修課 調査担当
電話 03-3882-1157